

4月からコンビニで納付できます

4月から、町の税金や国保税の納付書の様式が変わり、全国の「コンビニエンスストア」や「ゆうちょ銀行・郵便局」でも手数料なしで納付できるようになります。休日や、早朝・夜間でも全国のコンビニから納付できますので、「忙しくて平日の昼間は時間が取れない」という人は、コンビニ納付をご利用ください。

なお、金融機関や役場の窓口でも従来どおり納付することができます。

取扱できる税目、開始時期

税 目	開始時期
個人町県民税（普通徴収）	6月発送分から
固定資産税	4月発送分から
軽自動車税	4月発送分から
国民健康保険税	7月発送分から

納付書の様式

個人情報保護に配慮します

収納代行業者やコンビニ各社とも、個人情報保護に関する協定を締結しているため、安心して利用できます。

コンビニで使用できない納付書

- 指定期日を過ぎたもの
- バーコードの印字がないもの
- 破損・汚損などにより、バーコードを読み取れないもの
- 金額を訂正したもの
- 納付書一枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ※ 納期限を過ぎるとコンビニでは取り扱いできませんが、金融機関や役場の窓口で納付できます。



ご注意ください

- ・コンビニ収納開始により、納付書が納期別に一枚一枚となっています。（ホッチキスなどで留めるとコンビニでは納付できません）
- ・お支払いの際は納付書に記載されている納期限を確認のうえ、納期の順に納付してください。
- ・領収証は大切に保管してください。

利用できるコンビニエンスストア

エブリワン	サンクス	セブオン	ポプラ
MMK 設置店	スーパー北海道	セブンイレブン	ミニストップ
くらしハウス	スリーエイト	タイエー	ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ココストア	スリーエフ	デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストア
コミュニティ・ストア	生活彩家	ハセガワストア	ローソン
サークルK	セイコーマート	ファミリーマート	(50音順)

※MMK設置店とは、MMK 端末（公共料金収納端末）が設置され、店頭に「公共料金収納取扱窓口」の表示のある店舗をいいます

納付は便利な口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると、税の納付のために現金を持ち歩く必要がなく、納め忘れてしまうこともありません。町税などの納付には安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。

お問合せ 税務課 ☎ 66-3404

平成25年度 狂犬病予防注射日程表

日	場 所	時 間
4月8日(月)	佐野区生活改善センター前	9:30～9:40
	八木沢バス停前	10:10～10:15
	中組分館前	10:30～10:50
	上組分館前	11:00～11:20
	富岡道祖神前	11:30～11:40
	中野分館前	13:00～13:20
	岬原集会所前	13:30～13:40
	本郷分館前	13:50～14:20
	成島分館前	14:30～14:50
	柳島分館前	15:00～15:20
4月10日(水)	徳間公民館前	9:00～9:15
	東根熊集会センター前	9:25～9:45
	坂本橋	9:55～10:10
	大尻三叉路	10:20～10:40
	中央区公民館前	10:50～11:15
	真篠入口	11:25～11:45
	楮根公民館前	13:00～13:20
	大和分館前	13:30～13:35
	塩沢分館前	13:45～13:55
	早川自工前	14:05～14:25
	南部分館前	14:35～14:50
	役場分庁舎前	15:00～15:20

日	場 所	時 間
4月11日(木)	寄畑集会所前	9:10～9:20
	井出分館前	9:30～9:40
	十島旧分館跡地	9:50～10:05
	屋敷平公民館前	10:15～10:20
	中沢三叉路	10:30～10:35
	梅島集会センター前	10:45～10:50
	杉山集荷所	11:00～11:05
	大城	11:15～11:20
	万沢支所前	13:00～13:25
	御屋敷公民館前	13:35～13:50
4月14日(日)	朝日食堂横	14:00～14:10
	たけのや食堂横	14:20～14:30
	医療センター前	9:00～9:30
	役場分庁舎前	9:40～10:00
	中央区公民館前	10:15～10:40
	万沢支所前	10:50～11:15
	訪問注射	午後

※予防注射関係料金

料 金	注射料	注射済票	登録料	合 計
登録済犬	2,850円	550円	—	3,400円
未登録犬			3,000円	6,400円

※訪問注射を受ける場合、上記以外に訪問料がかかります。(1頭目:1,200円 2頭目～:700円)

注意事項

1. 生後91日以上経過した犬を飼い始めた時は、30日以内に町へ登録をしなければなりません。
2. 犬の所有者は、飼い犬について狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。動物病院で注射を受ける場合は、動物病院が発行する「注射済証」をお持ちいただき、役場窓口にて「注射済票」の交付を受けて下さい。
3. 飼い犬が死亡したら役場水道環境課までご連絡下さい。
4. 注射の際は、犬の首輪をしっかりと締めておき、犬を制御できる方が同行して下さい。
5. 病気や高齢、妊娠など犬の体調によって注射が受けられないことがあります。当日は詳細な診察ができませんので、事前に獣医師と相談して下さい。
6. 訪問注射を希望される方は4月8日(月)までに役場水道環境課までご連絡下さい。

問い合わせ 南部町役場 水道環境課 ☎66-3407